

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7月29日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第25号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
	組織	職	区分		組織	職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略	3種	知事の 事務部 局	本庁	略	3種
		課長（衛生環境 研究所及び農業 大学校の課長を 除く。） 防災局の副局長 防災局防災チー ムのチーム長 防災局危機管理 チームのチーム 長 防災局消防チー ムのチーム長 政策法務室の室 長 県民室の室長 行財政改革局人 事・評価室の室 長 行財政改革局給 与室の室長 行財政改革局業 務効率化室の室 長 行財政改革局財 源確保室の室長 行財政改革局自 治研修所の所長 及び次長 行財政改革局福				課長（衛生環境 研究所及び農業 大学校の課長を 除く。） 防災局の副局長 防災局防災チー ムのチーム長 防災局危機管理 チームのチーム 長 防災局消防チー ムのチーム長 政策法務室の室 長 県民室の室長 行財政改革局人 事・評価室の室 長 行財政改革局給 与室の室長 行財政改革局業 務効率化室の室 長 行財政改革局財 源確保室の室長 行財政改革局自 治研修所の所長 及び次長 行財政改革局福	

利厚生室の室長
次世代改革室の
室長
文化観光局の副
局長
子育て支援総室
の総室長
衛生環境研究所
の所長及び次長
消費生活センタ
ーの所長
経済・雇用政策
総室企画調査チ
ームのチーム長
市場開拓室の室
長
食のみやこ推進
室の室長
農業大学の校
長、次長及び部
長
農林総合研究所
企画総務部の部
長
農林総合研究所
農業試験場の場
長
農林総合研究所
園芸試験場の場
長及び次長
農林総合研究所
畜産試験場の場
長
農林総合研究所
中小家畜試験場
の場長
農林総合研究所
林業試験場の場
長
公益法人・団体
指導室の室長
会計管理室の室
長
出納室の室長
建設事業評価室

利厚生室の室長
次世代改革室の
室長
文化観光局の副
局長
子育て支援総室
の総室長
衛生環境研究所
の所長及び次長
消費生活センタ
ーの所長
経済・雇用政策
総室企画調査チ
ームのチーム長
市場開拓室の室
長
食のみやこ推進
室の室長
農業大学の校
長、次長及び部
長
農林総合研究所
企画総務部の部
長
農林総合研究所
農業試験場の場
長
農林総合研究所
園芸試験場の場
長及び次長
農林総合研究所
畜産試験場の場
長
農林総合研究所
中小家畜試験場
の場長
農林総合研究所
林業試験場の場
長
公益法人・団体
指導室の室長
会計管理室の室
長
出納室の室長
建設事業評価室

	の室長 総括検査専門員 企画調整幹（人事委員会が承認したものに限定する。）	
	室長（管理職手当に係る区分が2種及び3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） チーム長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員及び子育て支援総室母子・児童養護チームのチーム長を除き、子育て支援総室保育・幼児教育チームのチーム長にあっては、人事委員会が承認したものに限定する。） 企画調整幹 民芸振興官	4種
	略	
	略	
略		
備考 略		

	の室長 総括検査専門員	
	室長（管理職手当に係る区分が2種及び3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） チーム長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員及び子育て支援総室母子・児童養護チームのチーム長を除き、子育て支援総室保育・幼児教育チームのチーム長にあっては、人事委員会が承認したものに限定する。） 民芸振興官	4種
	略	
	略	
略		
備考 略		

附 則

この規則は、平成20年8月1日から施行する。